

宝塚市障害福祉計画（第7期計画）
宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）

令和6年（2024年）3月
宝 塚 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨.....	1
1 これまでの経緯	1
2 計画の目的	2
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制	3
(1) アンケート調査の実施.....	3
(2) 宝塚市社会福祉審議会及び小委員会の開催.....	3
(3) パブリック・コメントの実施.....	3
第2章 本市における ^{がい} 障害のある人を取り巻く現状.....	4
1 障害者手帳の所持者数.....	4
2 身体障害者手帳の所持者数.....	5
3 療育手帳の所持者数.....	7
4 精神障害者保健福祉手帳の所持者数.....	8
5 障害支援区分の認定者数.....	9
第3章 計画の基本的理念.....	10
1 計画の基本的理念.....	10
2 基本的理念の意義.....	10
第4章 宝塚市障害福祉計画（第7期計画）	11
1 令和8年度(2026年度)の成果目標	12
(1) 施設入所者の地域生活への移行.....	12
(2) 精神 ^{がい} 障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	14
(3) 地域生活支援の充実.....	16
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	18
(5) 相談支援体制の充実・強化等.....	20
(6) 障害福祉サービス等の質の向上.....	23
2 障害福祉サービス等の見込量.....	24
(1) 訪問系サービス.....	24
(2) 日中活動系サービス.....	27
(3) 居住系サービス.....	33
(4) 計画相談支援.....	35
3 地域生活支援事業の見込量.....	37
(1) 必須事業	37
(2) 任意事業	44

4	計画の円滑な実施のために必要な事項.....	49
	(1) 障害者等に対する虐待の防止.....	49
	(2) 障害を理由とする差別の解消の推進.....	49
	(3) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実.....	50
	(4) 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進.....	50
第5章	宝塚市障害児福祉計画(第3期計画).....	51
1	令和8年度(2026年度)の成果目標.....	52
	(1) 障害児支援の提供体制の整備等.....	52
2	障害児通所支援サービス等の見込量.....	54
	(1) 障害児通所支援.....	54
	(2) 障害児相談支援.....	56
第6章	計画の達成状況の点検及び評価.....	57
資料編	58
1	計画策定に係る審議の経過.....	58
2	宝塚市社会福祉審議会規則.....	59
3	宝塚市社会福祉審議会委員名簿.....	62

◎「^{がい}碍」の表記について

平成31年(2019年)4月1日から、市で取り扱う公文書においては「障害」を「^{がい}障碍」と表記することとしており、法令や制度、個別の名称などを除いては、「^{がい}障碍」と表記しています。

「^{がい}碍」には「^{がい}さまたげ」や「^{がい}バリア」の意味があり、この^{がい}バリアは、個人の心身機能が原因で生じるものではなく、道路や施設、制度、慣習や差別的な概念など社会的障壁との相互作用によって創り出されているもので、この社会的障壁を取り除くことが大切です。本市は、^{がい}障碍のある人の地域社会への参画の促進に取り組むなかで、この社会的障壁を取り除き、^{がい}障碍の有無に関わらず、誰もが人格と個性を尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現を図ります。



計画策定の趣旨

1 これまでの経緯

国では、平成18年(2006年)の「障害者自立支援法」の施行を端緒に、^がい障害者福祉向上のための様々な制度改正や環境整備が行われてきました。「障害者自立支援法」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」(平成25年(2013年)施行)へと改められ、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備が進められることとなりました。^がい障害者の範囲に、難病患者が加わって拡大されるとともに、施設入所から地域生活への移行や就労支援の強化を進め、^がい障害のある人もない人も自分らしく暮らせる社会づくりを積極的に推進していくようになりました。これらを進めるため、障害者優先調達推進法の施行や障害者雇用促進法の改正が行われ、具体的な施策が充実しています。

また、平成23年(2011年)の「障害者基本法」改正、平成24年(2012年)の「障害者総合支援法」成立、平成25年(2013年)の「障害者差別解消法」成立などを経て、平成26年(2014年)1月に「障害者権利条約」を批准し、国連事務局に承認されました。その後、令和4年(2022年)には、権利条約に対する日本の取組について、国連からの審査・勧告を初めて受けました。その他にも「障害者虐待防止法」、「障害者優先調達推進法」、「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」等が施行されるなど、^がい障害者施策に関する数多くの法律が制定されています。

宝塚市(以下「本市」という。)においては、平成28年(2016年)12月に、手話は音声言語である日本語とは異なる独自の体系を持つ言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、インクルーシブな地域社会¹の実現を目指して、「宝塚市手話言語条例」を施行しました。さらに、平成29年(2017年)1月には、^がい障害を理由とする差別を解消し、^がい障害のある人もない人も共に住みよい宝塚市を実現するべく、「宝塚市^がい障害者差別解消に関する条例」を施行しました。

本市の^がい障害者施策が目指すものは、^がい障害のある人の自己実現を支援することであり、地域社会と切り離してはありえないとの認識のもと、令和3年(2021年)3月に「宝塚市第5次^がい障害者施策長期推進計画」を策定し、基本的理念である「すべての人が自分らしく暮らせる共生社会へ」を実現するために、^がい障害者施策の総合的・計画的な推進に取り組みます。また、全ての人々の人権が尊重され、だれもが安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる障害福祉サービスの方向性を明らかにするものとして、「宝塚市障害福祉計画・宝塚市障害児福祉計画」を3年ごとに策定し、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に努めてきました。この度、「宝塚市障害福祉計画(第6期計画)・宝塚市障害児福祉計画(第2期計画)」の計画期間が終了するに当たり、近年の^がい障害や^がい障害のある人における環境の変化に対応するとともに、アンケート調査等で^がい障害のある人や関係団体などの意見を踏まえ、新たに「宝塚市障害福祉計画(第7期計画)・宝塚市障害児福祉計画(第3期計画)」(以下「本計画」という。)を策定します。

¹ インクルーシブな地域社会とは、誰もが集団から排除されることなく包み込まれ、全ての人々が心豊かに共に生きる社会のことを表します。

2 計画の目的

本計画は、目標及びその目標達成のための方策を明らかにし、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの各年度における障害福祉サービス・計画相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とします。

国は、福祉サービスの実施主体を、住民に最も身近な基礎的な自治体である市町村に統一していくことを基本的事項としています。この基本的事項を受けて、市町村に限られた財源や地域資源を有効に活用しながら、障害保健福祉施策の制度的課題を適切かつ効率的に解決していくには、計画的な整備手法を導入していく必要があります。

県は、「都道府県障害福祉計画」において、都道府県下の市町村を一定の区域に分けて、区域ごとの福祉サービスの供給体制を計画的に整備するため、市町村におけるサービスを確保し、サービス提供に従事する人材を養成するなど、区域間の格差を調整し、広域的な支援を行うこととしています。

3 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、計画の最終年度である令和8年度(2026年度)の目標及び障害福祉サービス等の見込みについて記載したものであり、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19に規定する厚生労働大臣の定める基本指針²(以下「国の基本指針」という。)に即して定めます。

また、本計画は本市の中長期的かつ総合的な計画である「第6次宝塚市総合計画」を最上位計画とするとともに、社会福祉分野では地域福祉計画を上位計画とし、「宝塚市第5次障害者施策長期推進計画」や子育て支援、高齢者福祉などの各分野別計画と調和整合を図るものとするほか、本市の人口規模、人的・物的資源、障害のある人の状況等を踏まえたものとしします。

ただし、国の基本指針に明示されていない課題については、宝塚市第5次障害者施策長期推進計画等において議論を進めていきます。

² 国の基本指針の正式名称は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年6月26日付厚生労働省告示第395号)です。

4 計画の期間

本計画は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間を計画期間とします。

また、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更があった場合は、適時見直しを行います。

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
宝塚市第5次 ^{がい} 障害者施策長期推進計画					
			宝塚市障害福祉計画(第7期計画) 宝塚市障害児福祉計画(第3期計画)		

5 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定に当たっては、^{がい}障害者施策の課題を抽出するために、宝塚市民を対象としてアンケート調査を実施しました。

■アンケート調査

- 宝塚市民4,000人(18歳以上の障害者手帳非所持者1,000人、身体障害者手帳所持者930人、療育手帳所持者930人、精神障害者保健福祉手帳所持者930人、障害福祉サービス等受給者証所持者210人)を対象とするアンケート調査を実施しました。

実施期間：令和5年(2023年)8月2日～8月15日

(2) 宝塚市社会福祉審議会及び小委員会の開催

宝塚市社会福祉審議会は、高齢者福祉、^{がい}障害者福祉などの社会福祉に関する事項を審議するために設置された市の附属機関であり、知識経験者や関係団体の代表、公募市民等で構成されます。また、本計画に関し専門的・集中的に検討するため、当該審議会の中に、審議会の委員、^{がい}障害福祉の関係者などで構成する小委員会を設置し、専門的かつ多様な観点から検討・審議を行いました。

(3) パブリック・コメントの実施

より広範に市民の意見や提案を聴取するため、さらには計画策定における透明性を確保するために、市ホームページ等へ素案を公表し、パブリック・コメントを実施しました。

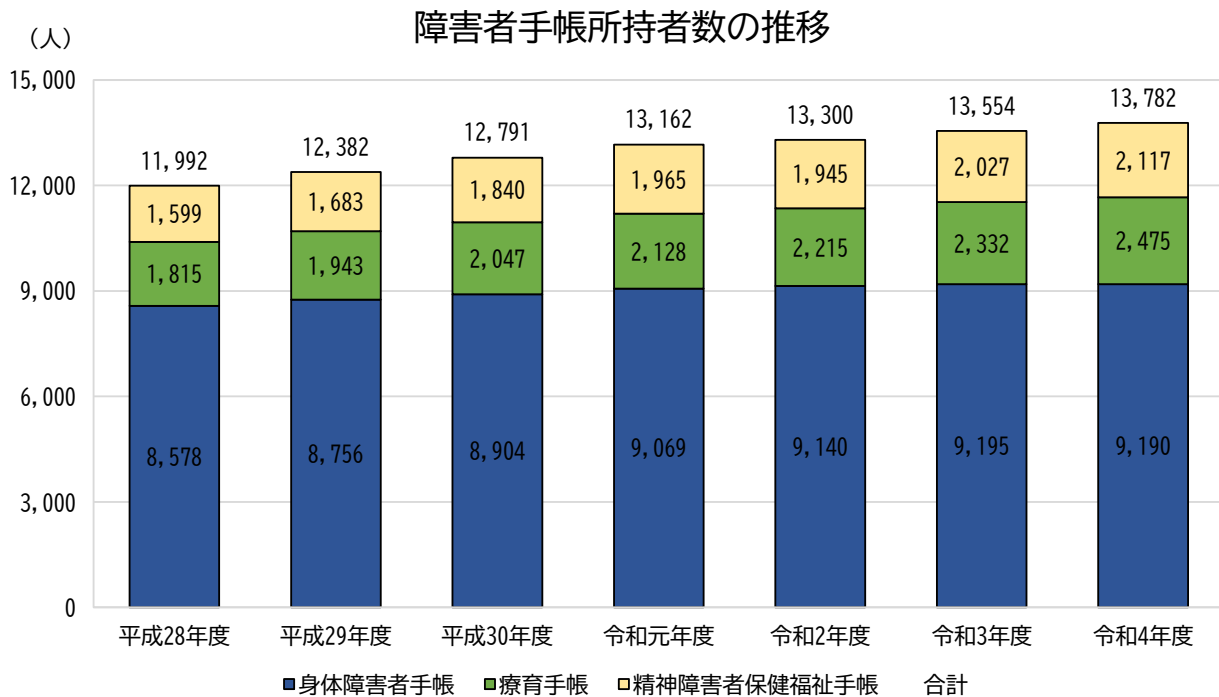
パブリック・コメント実施期間：令和5年(2023年)12月15日～令和6年(2024年)1月19日



本市における^{がい}障害のある人を取り巻く現状

1 障害者手帳の所持者数

障害者手帳所持者数は増加傾向で推移しており、平成 28 年度(2016 年度)と令和 4 年度(2022 年度)を比較すると、平成 28 年度(2016 年度)で 11,992 人、令和 4 年度(2022 年度)には 13,782 人と、6 年間で 1,790 人(身体障害者手帳：612 人、療育手帳：660 人、精神障害者保健福祉手帳：518 人)増加しています。

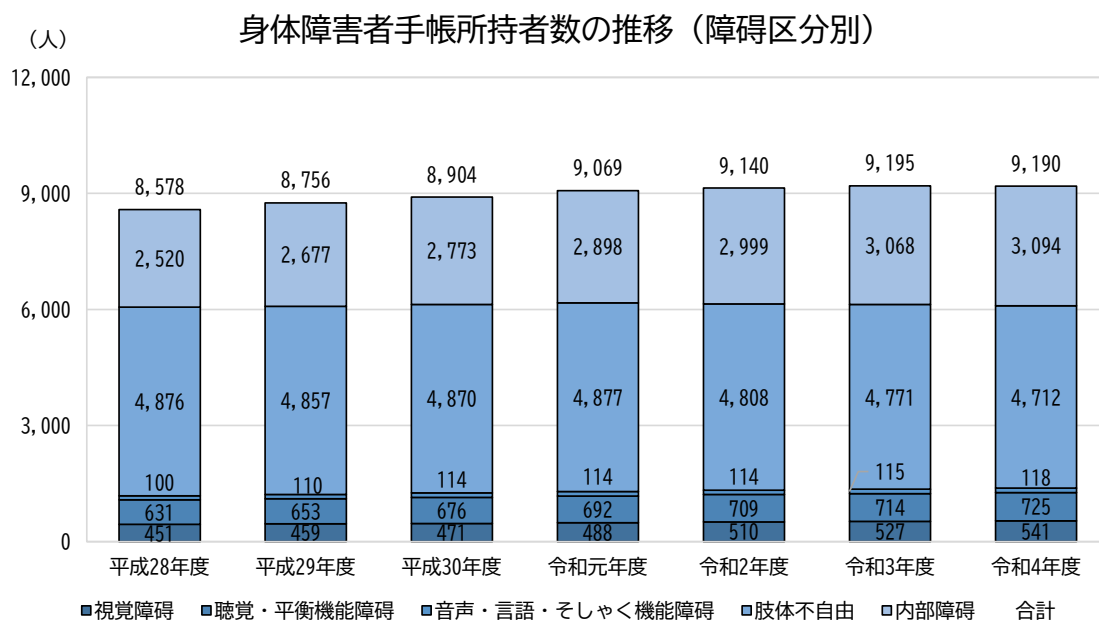


(単位:人)

		平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
身体 障害者 手帳	18 歳未満	188	177	183	178	176	160	149
	18 歳以上	8,390	8,579	8,721	8,891	8,964	9,035	9,041
	小計	8,578	8,756	8,904	9,069	9,140	9,195	9,190
療育 手帳	18 歳未満	687	720	804	834	868	917	987
	18 歳以上	1,128	1,223	1,243	1,294	1,347	1,415	1,488
	小計	1,815	1,943	2,047	2,128	2,215	2,332	2,475
精神障害者 保健福祉手帳		1,599	1,683	1,840	1,965	1,945	2,027	2,117
合計		11,992	12,382	12,791	13,162	13,300	13,554	13,782

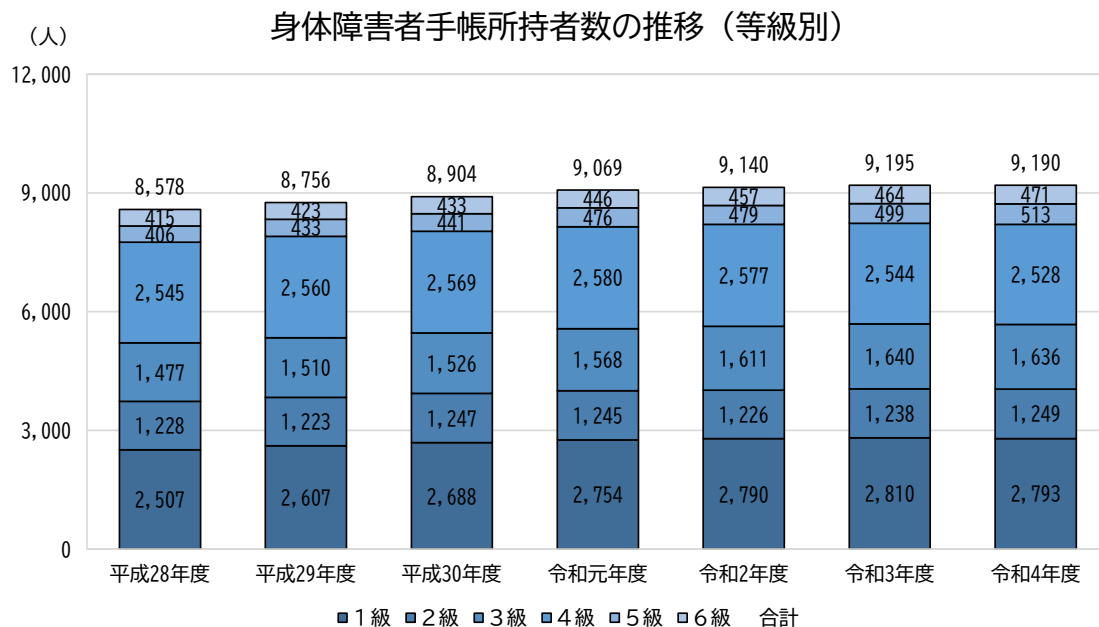
2 身体障害者手帳の所持者数

身体障害者手帳所持者数は増加傾向で推移しており、障害区分別でみると「肢体不自由」の占める割合が最も多く、令和4年度(2022年度)で4,712人(51.3%)となっており、平成28年度(2016年度)と令和4年度(2022年度)を比較すると、伸び率では「内部障害」が最も高く22.8%(574人増加)、次いで「視覚障害」が20.0%(90人増加)、「音声・言語・そしゃく機能障害」が18.0%(18人増加)となっています。



障害区分別		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
視覚障害	18歳未満	1	2	2	2	3	2	2
	18歳以上	450	457	469	486	507	525	539
	小計	451	459	471	488	510	527	541
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	24	25	27	27	26	23	19
	18歳以上	607	628	649	665	683	691	706
	小計	631	653	676	692	709	714	725
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満	2	2	1	1	1	1	0
	18歳以上	98	108	113	113	113	114	118
	小計	100	110	114	114	114	115	118
肢体不自由	18歳未満	118	109	111	107	101	92	86
	18歳以上	4,758	4,748	4,759	4,770	4,707	4,679	4,626
	小計	4,876	4,857	4,870	4,877	4,808	4,771	4,712
内部障害	18歳未満	43	39	42	41	45	42	42
	18歳以上	2,477	2,638	2,731	2,857	2,954	3,026	3,052
	小計	2,520	2,677	2,773	2,898	2,999	3,068	3,094
合計	18歳未満	188	177	183	178	176	160	149
	18歳以上	8,390	8,579	8,721	8,891	8,964	9,035	9,041
	小計	8,578	8,756	8,904	9,069	9,140	9,195	9,190

さらに、等級別でみると、「1級」の占める割合が最も多く、令和4年度(2022年度)で2,793人(30.4%)となっており、平成28年度(2016年度)と令和4年度(2022年度)を比較すると、伸び率では「5級」が最も高く26.4%(107人増加)、次いで「6級」が13.5%(56人増加)、「1級」が11.4%(286人増加)となっています。

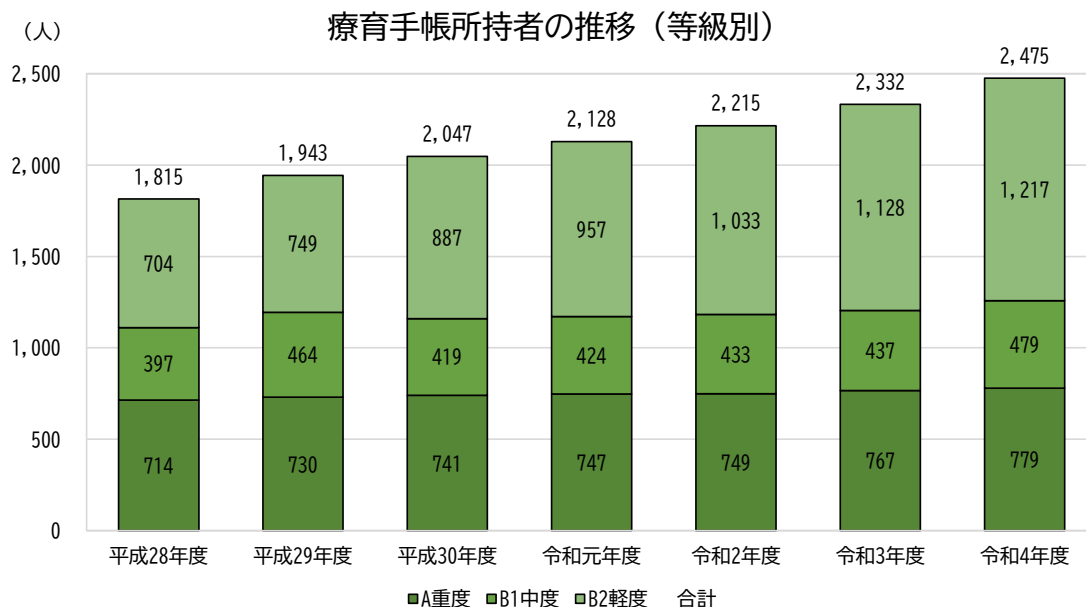


(単位:人)

等級別		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1級	18歳未満	95	85	88	81	82	70	70
	18歳以上	2,412	2,522	2,600	2,673	2,708	2,740	2,723
	小計	2,507	2,607	2,688	2,754	2,790	2,810	2,793
2級	18歳未満	36	32	37	37	33	36	35
	18歳以上	1,192	1,191	1,210	1,208	1,193	1,202	1,214
	小計	1,228	1,223	1,247	1,245	1,226	1,238	1,249
3級	18歳未満	24	23	23	21	23	18	14
	18歳以上	1,453	1,487	1,503	1,547	1,588	1,622	1,622
	小計	1,477	1,510	1,526	1,568	1,611	1,640	1,636
4級	18歳未満	15	18	17	22	20	19	17
	18歳以上	2,530	2,542	2,552	2,558	2,557	2,525	2,511
	小計	2,545	2,560	2,569	2,580	2,577	2,544	2,528
5級	18歳未満	3	4	4	3	4	5	6
	18歳以上	403	429	437	473	475	494	507
	小計	406	433	441	476	479	499	513
6級	18歳未満	15	15	14	14	14	12	7
	18歳以上	400	408	419	432	443	452	464
	小計	415	423	433	446	457	464	471
合計	18歳未満	188	177	183	178	176	160	149
	18歳以上	8,390	8,579	8,721	8,891	8,964	9,035	9,041
	小計	8,578	8,756	8,904	9,069	9,140	9,195	9,190

3 療育手帳の所持者数

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、等級別でみると、「B2軽度」の占める割合が最も多く、令和4年度(2022年度)で1,217人(49.2%)となっており、平成28年度(2016年度)と令和4年度(2022年度)を比較すると、伸び率では「B2軽度」が最も高く72.9%(513人増加)、次いで「B1中度」が20.7%(82人増加)、「A重度」が9.1%(65人増加)となっています。

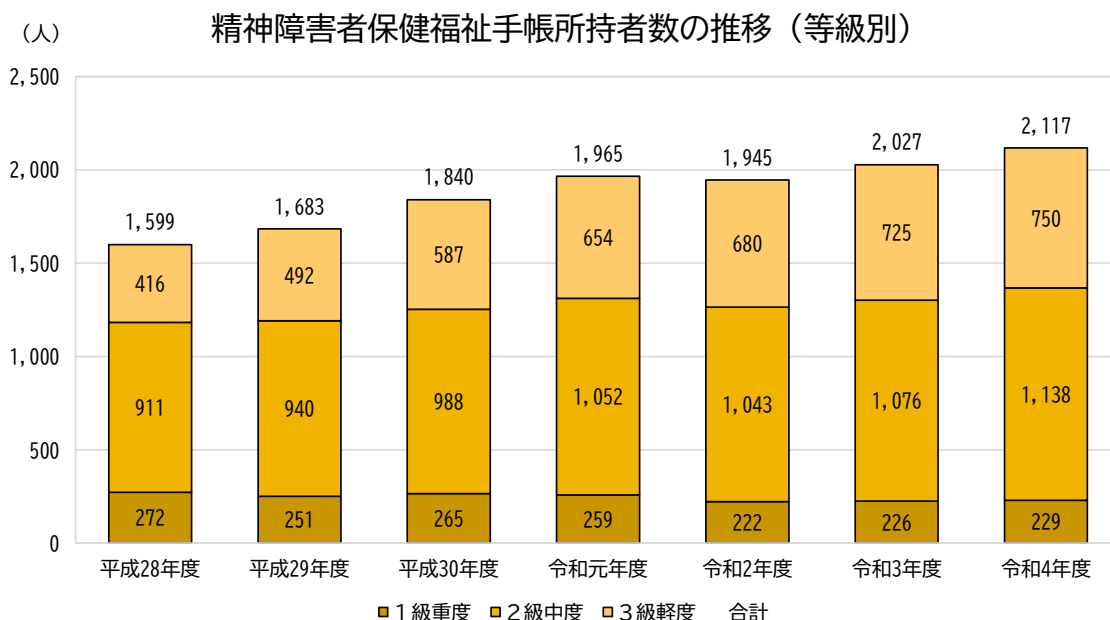


(単位:人)

等級別		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
A 重度	18歳未満	155	159	154	155	148	153	155
	18歳以上	559	571	587	592	601	614	624
	小計	714	730	741	747	749	767	779
B1 中度	18歳未満	108	99	99	92	99	93	112
	18歳以上	289	365	320	332	334	344	367
	小計	397	464	419	424	433	437	479
B2 軽度	18歳未満	424	462	551	587	621	671	720
	18歳以上	280	287	336	370	412	457	497
	小計	704	749	887	957	1,033	1,128	1,217
合計	18歳未満	687	720	804	834	868	917	987
	18歳以上	1,128	1,223	1,243	1,294	1,347	1,415	1,488
	小計	1,815	1,943	2,047	2,128	2,215	2,332	2,475

4 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、等級別で見ると、「2級中度」の占める割合が最も多く、令和4年度(2022年度)で1,138人(53.8%)となっており、平成28年度(2016年度)と令和4年度(2022年度)を比較すると、伸び率では「3級軽度」が最も高く80.3%(334人増加)、次いで「2級中度」が24.9%(227人増加)、「1級重度」が-15.8%(43人減少)となっています。

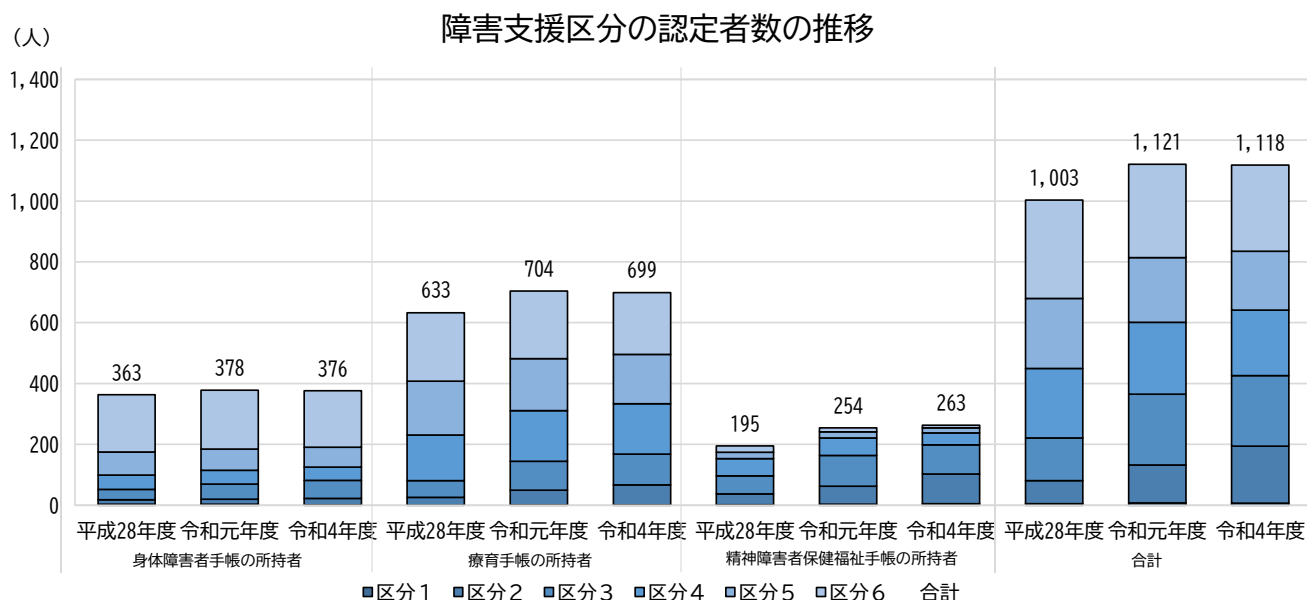


(単位:人)

等級別	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1級重度	272	251	265	259	222	226	229
2級中度	911	940	988	1,052	1,043	1,076	1,138
3級軽度	416	492	587	654	680	725	750
合計	1,599	1,683	1,840	1,965	1,945	2,027	2,117
通院医療費 公費負担	2,973	3,094	3,317	3,479	3,932	3,810	3,855
総合計	4,572	4,777	5,157	5,444	5,877	5,837	5,972

5 障害支援区分の認定者数

障害支援区分³ごとの認定者数は、令和4年度末現在において、合計では「区分6」が最も多く25.3%となっており、手帳の種類別で見ると、身体障害者手帳所持者では「区分6」が最も多く49.2%、療育手帳所持者でも「区分6」が最も多く29.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「区分2」が最も多く37.3%となっています。



(単位:人)

	身体障害者手帳の所持者			療育手帳の所持者			精神障害者保健福祉手帳の所持者			合計(実人数)		
	平成28年度 (2016年度)	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	平成28年度 (2016年度)	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	平成28年度 (2016年度)	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	平成28年度 (2013年度)	令和元年度 (2016年度)	令和4年度 (2019年度)
区分1	3	3	1	0	1	1	2	3	5	5	8	7
区分2	15	17	22	26	49	66	35	60	98	76	124	187
区分3	34	50	59	55	95	101	60	101	96	140	233	232
区分4	47	45	43	150	166	166	56	57	39	229	236	215
区分5	76	70	66	177	171	162	21	20	16	230	213	194
区分6	188	193	185	225	222	203	21	13	9	323	307	283
合計	363	378	376	633	704	699	195	254	263	1,003	1,121	1,118

※各年度3月末現在

※手帳の重複所持者がいるため、各手帳の所持者の合計と合計(実人数)の数は一致しない

³ 障害支援区分は障害者総合支援法では、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて「必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの」とされています。



計画の基本的理念

1 計画の基本的理念

本市の障害者施策において、障害のある人の生活基盤を整備し、住民主体の市民協働による地域社会を創造し、自分らしく暮らせる「共生社会」の構築を目指し、新たな基本的理念を掲げることとします。



- 障害のある人の人権の擁護と、基本的自由が完全かつ平等に確保される社会を目指します。
- 障害のある人が必要とする支援を受けられ、自分らしい生き方ができる社会にするとともに差別をなくし、安全で安心な暮らしを目指します。
- 障害のある人もない人も分け隔てなく、お互いを認識し、尊重し合い、同じ地域の一員として社会的つながりを保ちながら、自己実現に向けて、全ての人が自分らしさを最大限発揮できる社会を目指します。
- 社会にある障壁(=バリア)とそれにより自分らしく暮らすことができない人がいることを、全ての人が理解し、その原因を取り除くために自ら行動を起こし、ともに支えあって生きていく共生社会の構築を目指します。

2 基本的理念の意義

全ての障害のある人の人権と自由を持つことの権利を守り、それらがもたらす利益を完全に、平等に受けられる社会の実現や、障害者が自分で選択し決定する権利が尊重され、不足するものは公的支援を活用しながら、周囲との助け合いの中で自立した生活が実践されることを目指すことを基本的理念としています。

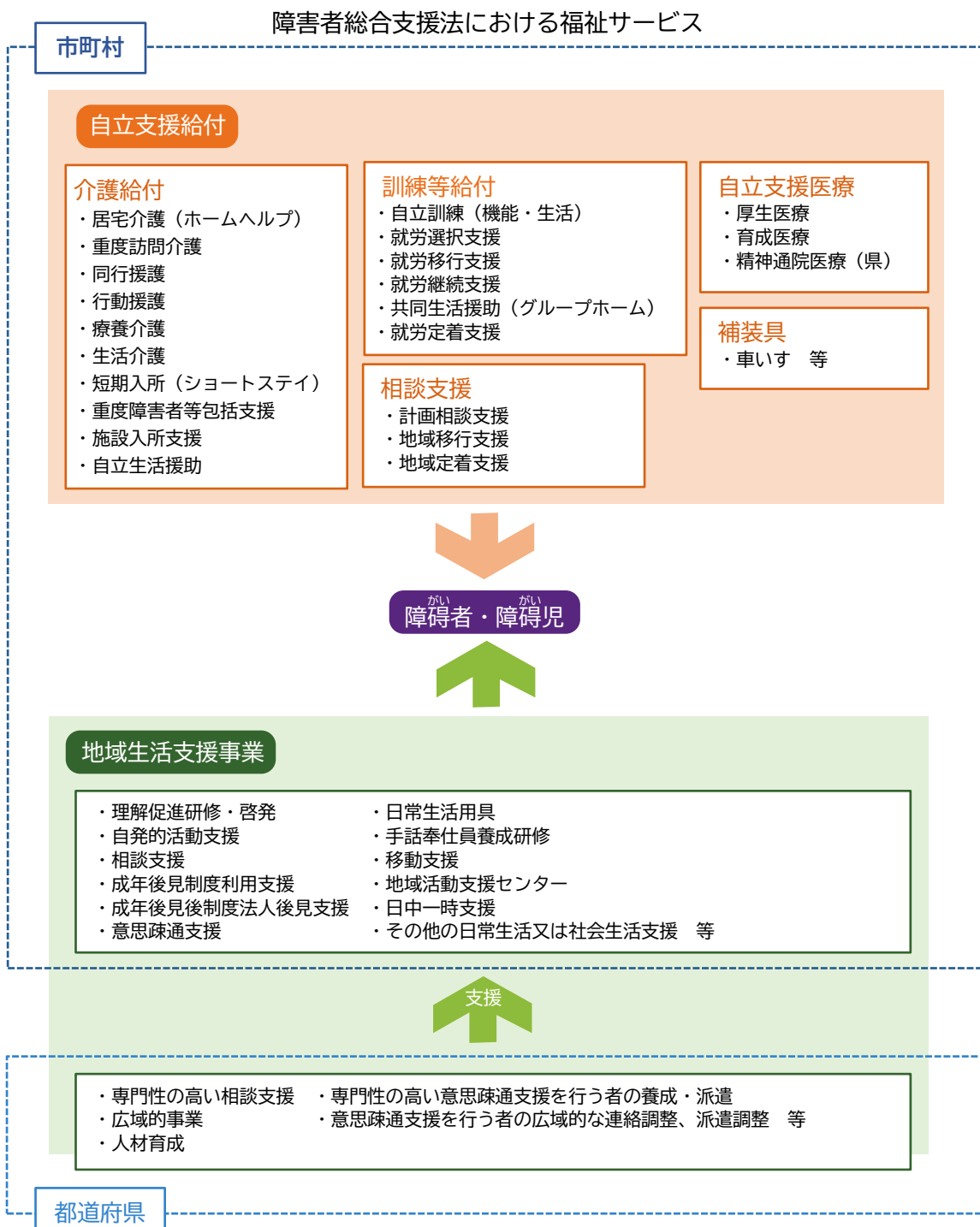
本市では、サービス提供の実施主体としてサービスの充実を図り、この基本的理念を念頭に置きながら、その実現に向けて施策的展開を図ります。



宝塚市障害福祉計画（第7期計画）

障害者総合支援法により、福祉サービスは、障害種別にかかわらず、共通の制度により提供されています。福祉サービスの中核になるのは自立支援給付であり、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具等に区分され、利用者への個別給付となります。

一方、地域生活支援事業は、市町村と都道府県が実施主体となり、地域の実情に応じて柔軟に実施する事業であり、必須事業と任意事業に区分されます。



1 令和8年度(2026年度)の成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- 令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- 令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。
- 障害福祉計画で定めた令和5年度(2023年度)までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度(2026年度)末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

宝塚市の目標設定における考え方

第6期の計画期間における地域生活への移行実績については、令和5年度(2023年度)末時点の目標の11人に対し、令和4年度(2022年度)末時点で6人となっています。また施設入所者数で見ると、令和元年度(2019年度)末時点の175人より11人減少し、164人となっています。令和5年度(2023年度)末時点の目標である172人に対し、目標値を上回る結果となっていますが、施設入所者が地域生活へ移行した後、待機者がその空いた定員枠に入所するという実態があります。また、いわゆる困難ケースにおける障^{がい}碍の状況、家庭における介護力等を勘案し、最も適切な本人支援のため短期的・中期的な入所支援を施設側に求める場合があることから、全体の入所者数は今後も一定数見込まれます。

- 第6期計画の福祉施設入所者の地域生活への移行に係る数値目標・実績
令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数・・・175人

項目	令和5年度末 【目標値】	令和4年度 【実績】	令和5年度 【実績見込】	国の考え方
施設から地域移行した者の数	11人	6人	9人	令和元年度末時点から6%以上移行 (実績は累計値)
施設入所者数	172人	164人	163人	令和元年度末時点から1.6%以上削減

※施設入所者とは、障害福祉サービスにおける「施設入所支援」の利用者

上記国の基本指針を踏まえれば、令和5年度(2023年度)の目標値と実績見込みとを比較した結果、令和6年(2024年)3月における第6期計画での未達成者数は、地域移行者数2人、施設入所者数0人となります。そのため、第7期の成果目標については、施設からの地域移行者数は令和4年度(2023年度)末時点の入所者の6パーセントである10人に未達成者2人を加えた12人、施設入所者数は5パーセントの削減を基本とし、155人を見込みとします。

目標達成に向けた取組

今回のアンケートにて、現在の住居と将来の暮らしについて調査したところ、現在施設に入所している55人のうち、36人(65.5%)が引き続き施設入所を希望すると回答がありました。また、自宅で生活している1,091人のうち、29人(2.7%)が今後施設への入所を希望すると回答がありました。

施設入所やグループホームを希望する理由としては、「家族の負担を軽減したい」や「職員の支援が手厚い」が、合わせて回答の50%以上を占めていました。

障害者の地域での生活や、施設からの地域移行が進みにくい理由の一つとして、具体的な生活のイメージが持ちにくいことがあると考えられるため、本人や家族が、生活に関する情報や、地域での生活における選択肢について、相談支援専門員等から十分に得られるように努めます。

現状では重度障害者の生活の場として入所施設を求める声もある一方で、共同生活援助(グループホーム)の整備を進めると共に、地域移行支援・地域定着支援サービスの積極的な活用を促すことで、地域生活への移行に積極的に取り組んでいけるような体制・環境づくりを目指します。

(※ただし、国際的にはグループホームも入所施設とみなされている。)

項目	令和4年度末 【基準値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	国の考え方
施設から地域移行した者の数(累計値)	—	4人	8人	12人	令和4年度末時点の施設入所者数から6%以上移行
施設入所者数	164人	161人	158人	155人	令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

※施設入所者とは、障害福祉サービスにおける「施設入所支援」の利用者

「宝塚市福祉に関するアンケート調査」によるクロス集計結果

		単位	合計	将来の暮らし方					無回答
				自宅で家族と暮らしたい	ひとりで自立して暮らしたい	グループホームなどを利用したい(これからも利用し続けたい)	福祉施設に入所したい(これからも入所し続けたい)	その他・わからない	
※現在の住まい	全体	人	1,198	595	266	78	70	21	168
		%	100.0	49.7	22.2	6.5	5.8	1.8	14.0
	自宅	人	1,091	576	253	55	29	18	160
		%	100.0	52.8	23.2	5.0	2.7	1.6	14.7
	グループホーム	人	36	5	8	19	1	1	2
		%	100.0	13.9	22.2	52.8	2.8	2.8	5.6
	福祉施設(入所中)	人	55	8	5	2	36	0	4
		%	100.0	14.5	9.1	3.6	65.5	0.0	7.3
	病院(入院中)	人	16	6	0	2	4	2	2
		%	100.0	37.5	0.0	12.5	25.0	12.5	12.5

※現在の住まいについては、「その他」及び「無回答」を省略しているため、「自宅」「グループホーム」「福祉施設(入所中)」「病院(入院中)」を合計しても、全体1,284人とはならない。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇：325.3日以上とする。
- 精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。
- 精神病床における早期退院率の上昇：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、12か月後91.0%以上とする。

宝塚市の目標設定における考え方

障害福祉計画と保健医療計画及び介護保険事業（支援）計画の整合性を図るため、令和8年度(2026年度)末の精神病床における長期入院患者数及び退院率について、県が国の推計式を用いて算出しています。

本市は、県が算出した長期入院患者数及び退院率等の目標を達成するため、協議の場の設置や精神障害者の地域生活におけるサービスの充実について、令和4年度(2022年度)の実績を基に算出します。

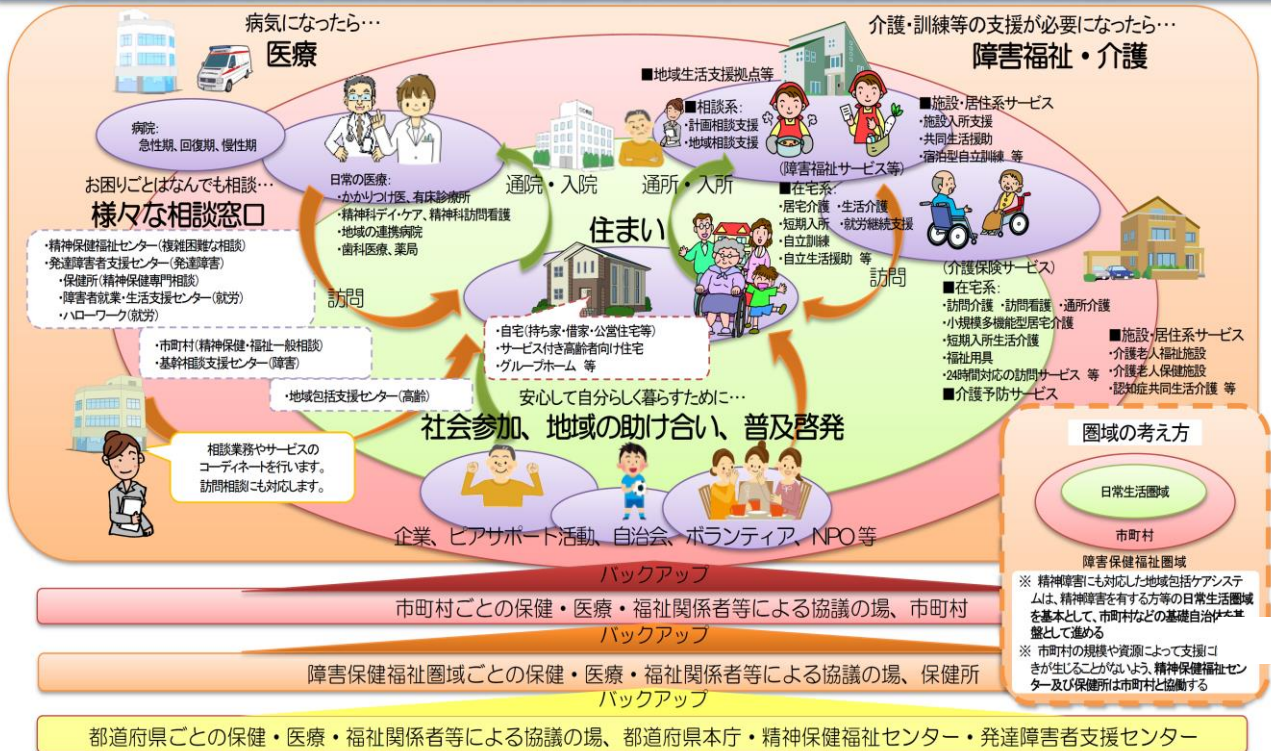
目標達成に向けた取組

現在入院中の精神障害者が地域の一員として安心して暮らすためには、各関係機関との連携が必須となります。入院中の障害者の地域移行支援については、指定一般相談支援事業所が病院等と連携しながら取り組んでいきます。また、地域へ移行した後の生活については、全ての障害者が安心して暮らしていける地域づくりについて、自立支援協議会の専門部会において継続して検討してまいります。

項目	令和4年度末 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	国の考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	5回	5回	5回	—
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	13人	13人	13人	—
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	5回	5回	5回	—
精神障害者の地域移行支援	1人	3人	3人	3人	—
精神障害者の地域定着支援	0人	1人	1人	1人	—
精神障害者の共同生活援助	62人	67人	72人	77人	—
精神障害者の自立生活援助	1人	2人	2人	2人	—
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	6人	7人	8人	9人	—

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



出典：厚生労働省 資料

※「宝塚市第5次障がい者施策長期推進計画」では、「地域包括ケアシステム・地域包括支援体制」（長期推進計画 22 ページ）としての構築を推進します。

(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針

- 令和8年度(2026年度)末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。
- 強度行動障碍^{がい}のある人に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

宝塚市の目標設定における考え方

地域生活支援拠点等には、障碍^{がい}児者が地域で自立して生活する上での居住支援のための機能(①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)があります。

本市は、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制(本市全体としての面的整備)にて運用しています。

強度行動障碍^{がい}のある人への支援体制については、地域課題の把握を通じて、令和8年度(2026年度)末までに体制の整備を目指します。

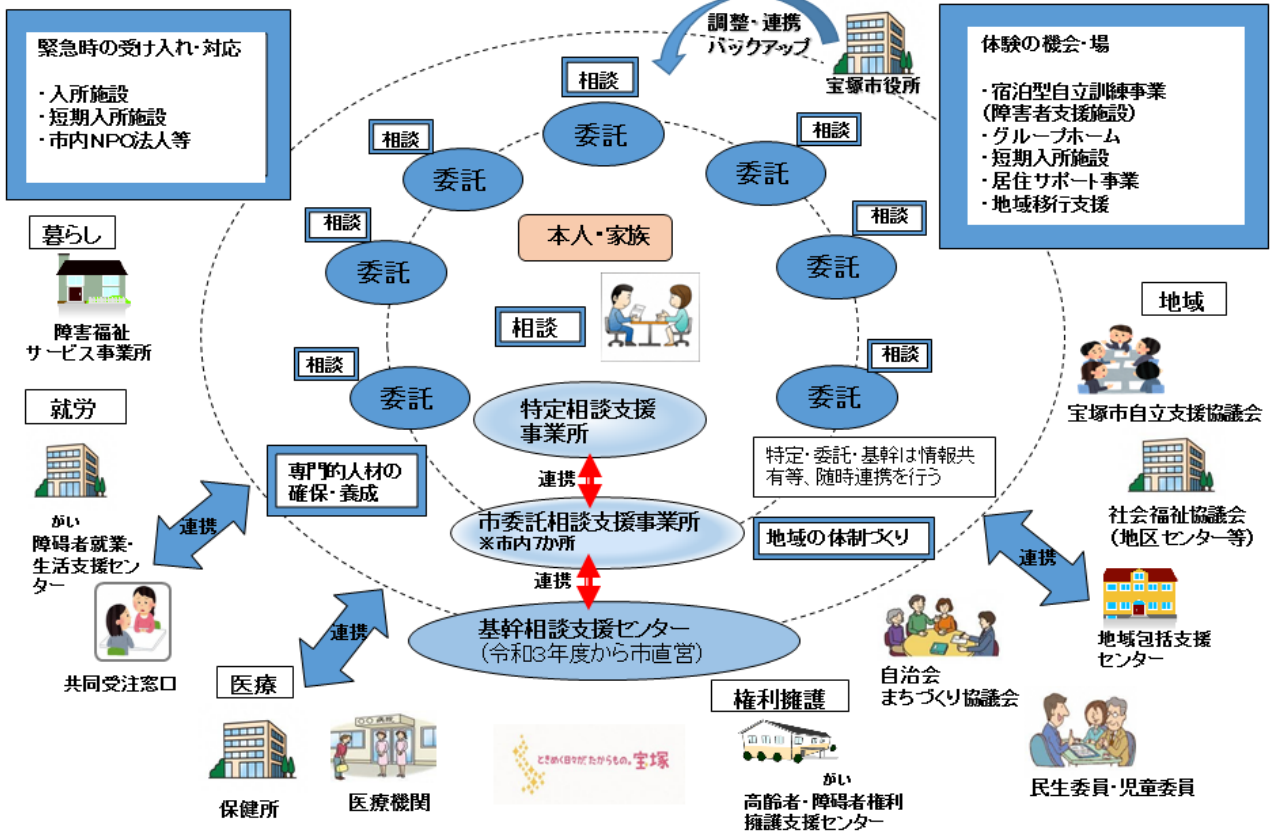
目標達成に向けた取組

居住支援のための5つの機能の点検・評価については、自立支援協議会にて把握・検証を行い、地域生活支援拠点等の機能の充実や見直しに取り組みます。また、その取組状況について社会福祉審議会にて報告します。

項目	令和4年度末 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	国の考え方
地域生活支援拠点等の整備 箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1つ以上
コーディネーターの配置人 数	13	13	13	13	—
運用状況の検証・検討回数	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回以上
強度行動障碍 ^{がい} の支援ニーズ の把握、支援体制の整備	—	把握	把握・整備	整備	把握し、整備する

宝塚市における地域生活支援拠点

7か所の市委託相談支援事業所を軸に、関係機関の有機的な連携のもと、それぞれの特色に応じた支援体制を展開する。



令和3年(2021年)1月時点

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- 令和8年度(2026年度)までに、令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上の一般就労への移行実績を達成する。
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数は、就労移行支援事業所の5割以上とする。
- 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進する。
- 令和8年度(2026年度)までに、令和3年度(2021年度)実績の1.41倍以上の就労定着支援事業の利用実績を達成する。
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数は、就労定着支援事業所の25%以上とする。
- 障害福祉計画で定めた令和5年度(2023年度)までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度(2026年度)末における一般就労への移行者数及び就労定着支援事業の利用者数の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

宝塚市の目標設定における考え方

上記国の基本指針を踏まえると、令和5年(2023年)3月現在、一般就労移行者の未達成者数は0であることから、第7期は一般就労移行者数29人を令和8年度(2026年度)末の目標値とします。

- 第6期計画の福祉施設から一般就労への移行等に係る数値目標・実績
令和元年度(2019年度)末時点の福祉施設から一般就労への移行者数・・・10人

項目	令和5年度末 【目標値】	令和4年度 【実績】	令和5年度 【実績見込】	国の考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	19人	36人	36人	令和元年度末時点から1.27倍以上の移行

目標達成に向けた取組

本市は近年、就労継続支援A型、B型及び就労移行支援の利用者数が大幅に増加しています。主な理由として、障害者の就労に対する意識の高まりや、令和3年度の報酬改定にて在宅支援に関する要件の緩和があったことが想定されます。

本市における就労への支援体制としては、市内に就労移行支援や就労定着支援を実施する事業所はありませんが、就労継続支援等のサービス提供事業所へも一般就労に向けた働きかけを行います。また、宝塚市障害者就業・生活支援センター（通称「あとむ」）において、障害のある人の就労支援に取り組んでいます。その他にも、障害者優先調達推進法による官公需に係る障害者就労施設等の受注機会の拡大・確保に努めるとともに、一般就労への移行が難しい場合においても、共同受注窓口「グッドジョブ」の活用により、就労継続支援事業における工賃等の向上を図ります。

項目	令和3年度末 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	国の考え方
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者	22人	26人	28人	30人	令和3年度実績の1.28倍以上
うち、就労移行支援事業を利用していた者	16人	18人	19人	21人	令和3年度実績の1.31倍以上
うち、就労継続支援A型を利用していた者	4人	5人	6人	6人	令和3年度実績の1.29倍以上
うち、就労継続支援B型を利用していた者	2人	3人	3人	3人	令和3年度実績の1.28倍以上
就労定着支援事業の利用者	17人	23人	24人	24人	令和3年度実績の1.41倍以上

項目	令和4年度末 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	国の考え方
就労移行支援事業所数…①	0事業所	1事業所	1事業所	2事業所	—
うち、一般就労への移行率が5割以上の事業所数…②	0事業所	1事業所	1事業所	1事業所	—
上記①のうち②の割合	—	5割以上	5割以上	5割以上	5割以上
就労定着支援事業所数…①	0事業所	1事業所	1事業所	2事業所	—
うち、サービス利用修了後の定着率が7割以上の事業所数…②	0事業所	1事業所	1事業所	1事業所	—
上記①のうち②の割合	—	2割5分以上	2割5分以上	2割5分以上	2割5分以上

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

- 令和8年度(2026年度)末までに、各市町村において、基幹相談支援センターの設置等を行う。
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う。

宝塚市の目標設定における考え方

国は、^{がい}障害の属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、他機関協働の中核の機能および継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援の整備が必要としています。

本市では、令和3年度(2021年度)に設置した基幹相談支援センター⁴による地域の相談支援事業所の育成や連携強化に取り組むとともに、自立支援協議会においては、各専門部会や特定相談支援事業所連絡会の実施を継続し、相談支援体制の充実・強化に取り組めます。

目標達成に向けた取組

本市は、今後も基幹相談支援センター1か所、7つの日常生活圏域の各地区に分けた委託相談支援事業所7か所、計画相談支援を提供する特定相談支援事業所の三層構造による相談支援体制を継続していきます。年々^{がい}障害のある人をとりまく状況は複雑化、多様化しており、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所が連携し、地域単位で他機関と協働しながら様々な課題に取り組めます。

また、^{がい}発達障害を含めた^{がい}障害のある人や保護者に対し、ペアレントトレーニング⁵等の支援プログラムの提供、ペアレントメンター⁶の養成等に取り組むとともに、ピアサポート⁷活動の推進を図ります。

さらに、今回のアンケートの自由意見においても多くの声があったとおり、保護者やきょうだい児を含めた家族支援についても重要な課題と認識しています。

⁴ 基幹相談支援センターとは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、^{がい}障害のある人、保護者、介護を行う人などの相談等の業務を総合的に行うことを目的としています。詳細はP22を参照。

⁵ ペアレントトレーニングとは、保護者を対象に、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイ等を通して学び、保護者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つです。

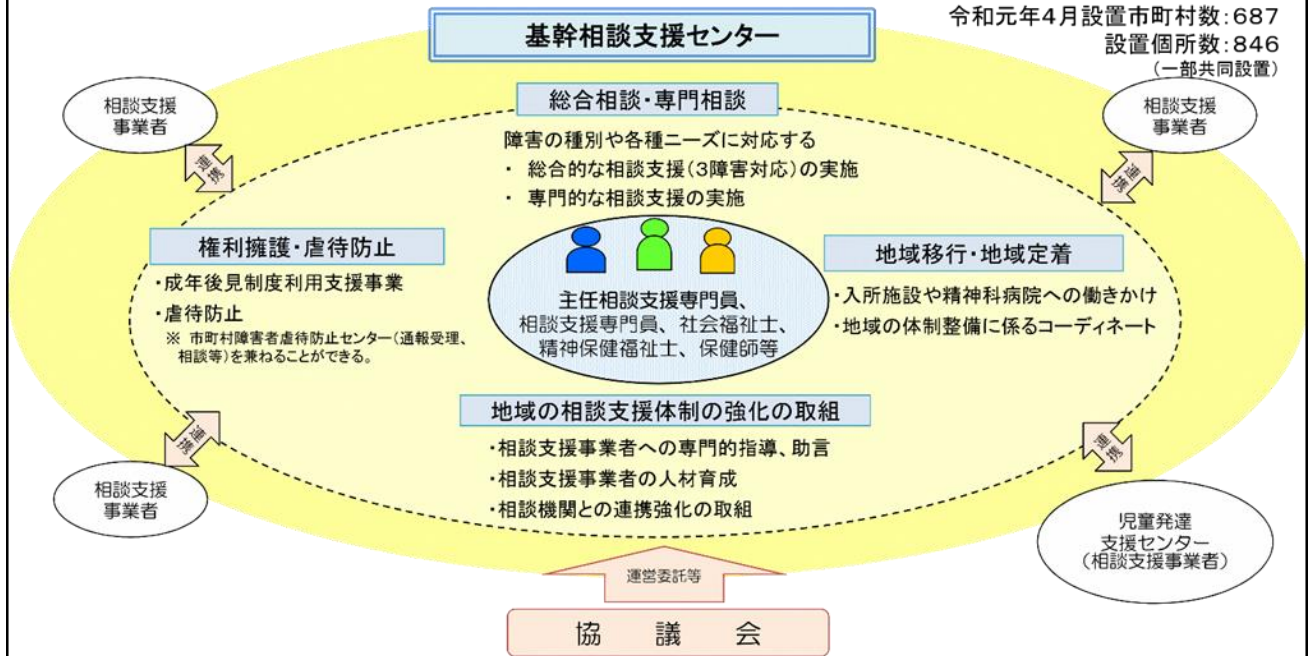
⁶ ペアレントメンターとは、^{がい}発達障害の子どもを育てた保護者が、その経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者等に対して、相談支援や情報提供を行う人をいいます。

⁷ ピアサポートとは、同じ課題や環境を体験する人同士がその体験から来る感情を共有することで、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られる活動をいいます。

項目	令和4年度末 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	国の考え方
基幹相談支援センターの設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	3件	3件	3件	－
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12件	12件	12件	12件	－
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回	12回	－
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証実施回数	12回	12回	12回	12回	－
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数	0人	0人	0人	1人	－
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	12回	12回	12回	12回	－
自立支援協議会における参加者・機関数	13事業所	15事業所	15事業所	15事業所	－
自立支援協議会の専門部会の設置数	3	4	4	4	－
自立支援協議会の専門部会の実施回数	19回	21回	21回	21回	－
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	0人	5人	－
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人	1人	－
ピアサポートの活動への参加人数	20人	34人	48人	62人	－

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



出典：厚生労働省 資料

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

国の基本指針

○令和8年度(2026年度)末までに、各都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

宝塚市の目標設定における考え方

本市はサービスに関する請求事務は^{がい}障害福祉課が担当しており、担当者だけでなくサービスに携わる職員全員が質の向上に関する取組を行うことを目標としました。障害福祉サービス等の研修には毎回職員が参加し、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を事業所と共有することで請求事務の適正化を図ることとします。

目標達成に向けた取組

現在、本市は県が実施する実地指導・監査に参加し、報酬に関する指導を行っています。報酬の返還があれば事業所のみならず、必要に応じて関係市町村へ情報提供を行い、適正な運営を求めています。今後は移動支援、日中一時支援、相談支援事業などの市指定の事業について、適正な運営に関する指導に積極的に取り組みます。

項目	令和4年度末 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	国の考え方
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	2人	2人	2人	2人	—
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、事業所等への指導監査の適正な実施、それらの結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	0回	1回	1回	1回	—

2 障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

サービスの内容

区分1以上（障害支援区分のこと。以下同じ）の障害のある人を対象とし、居宅において、入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、掃除などの援助を行います。

見込量と実績量

居宅介護		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総利用時間	見込量	時間／月	6,383	6,452	6,520	6,383	6,452	6,520
	実績量	時間／月	5,541	5,376	6,110			
	達成率	%	86.8	83.3	93.7			
実利用者	見込量	人／月	374	378	382	374	378	382
	実績量	人／月	334	336	361			
	達成率	%	89.3	88.9	94.5			

②重度訪問介護

サービスの内容

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する区分4以上の障害のある人に、①居宅での入浴、排せつ、食事などの介護、②外出時の移動中の介護を総合的に行います。

見込量と実績量

重度訪問介護		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総利用時間	見込量	時間／月	16,556	16,749	16,941	19,332	19,987	20,641
	実績量	時間／月	17,595	18,292	18,678			
	達成率	%	106.3	109.2	110.3			
実利用者	見込量	人／月	86	87	88	86	87	88
	実績量	人／月	84	82	83			
	達成率	%	97.7	94.3	94.3			

③同行援護

サービスの内容

視覚障碍^{がい}により、移動に著しい困難を有する障碍^{がい}のある人を対象とし、外出時において、当該障碍^{がい}のある人に同行し、移動に必要な情報を提供するなどの移動の援護その他外出する際に必要な援助を行います。

見込量と実績量

同行援護		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総利用時間	見込量	時間/月	1,868	1,943	2,018	1,868	1,943	2,018
	実績量	時間/月	1,221	1,291	1,668			
	達成率	%	65.4	66.4	82.7			
実利用者	見込量	人/月	50	52	54	50	52	54
	実績量	人/月	46	43	46			
	達成率	%	92.0	82.7	85.2			

④行動援護

サービスの内容

知的障碍^{がい}や精神障碍^{がい}により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する区分3以上の障碍^{がい}のある人に、危険回避のための援護、外出時の移動中の介護その他行動する際の必要な援助を行います。

見込量と実績量

行動援護		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総利用時間	見込量	時間/月	259	507	756	213	253	292
	実績量	時間/月	123	135	174			
	達成率	%	49.8	26.6	23.0			
実利用者	見込量	人/月	5	10	15	10	12	14
	実績量	人/月	5	7	8			
	達成率	%	100.0	70.0	53.3			

⑤重度障害者等包括支援

サービスの内容

常時介護を要し、介護の必要の程度が著しく高い区分6の障害のある人（ALS＝筋萎縮性側索硬化症、強度行動障害のある知的障害の方など）に、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。

見込量と実績量

重度障害者等包括支援		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総利用時間	見込量	時間／月	0	0	0	0	0	0
	実績量	時間／月	0	0	0			
	達成率	%	0.0	0.0	0.0			
実利用者	見込量	人／月	0	0	0	0	0	0
	実績量	人／月	0	0	0			
	達成率	%	0.0	0.0	0.0			

今後のサービスの見込みと確保策

新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、平成30年度から令和4年度までの伸び率、また一人当たりの利用量等から令和5年度(2023年度)以降の見込量を算出します。

居宅介護や同行援護は、新型コロナウイルス感染症による影響により、前期計画期間においては利用控えが見られましたが、今後はまた利用者が増えていくと見込まれます。

重度訪問介護は、重度障害者がグループホームや家族との同居から一人暮らしへの移行するケースが見られ、利用の増加に繋がっています。

行動援護は、制度の周知が進んだことにより令和2年度から利用が発生しました。今後も利用者は増えると見込まれますが、事業所の数はまだ多くないため、居宅介護事業所等へ研修の受講環境を整えていくことにより、強度行動障害のある人に対するサービス提供体制を整えていきます。

重度障害者等包括支援は、全国的にサービス提供の実施が乏しく、本市においても利用者がいないため今後の利用を見込みません。

国の基本方針の基本的理念にもある障害福祉人材の確保のために、多職種との連携の推進や介護職員の専門性を高めるため、関係機関と連携していきます。

介護保険への移行については、特定相談支援事業所や地域包括支援センター等を中心に、サービス利用者が混乱なく移行できるように努めます。

また、共生型サービスについて、利用者へ制度の周知を行うとともに、既存の事業所に対して共生型の指定を受けることを促すことで、障害者が65歳になっても同一事業所の継続利用ができるなど、高齢者・障害者共に利用できる事業所を増やします。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

サービスの内容

常時介護を要する区分3以上（50歳以上は区分2以上）の障害^{がい}のある人（施設入所支援を伴う場合は区分4以上（50歳以上は区分3以上））に、主として昼間に障害者支援施設において、①入浴、排せつ、食事の介護、②創作的活動、生産活動の機会の提供、③その他の身体機能又は生産能力の向上のために必要な援助を行います。

見込量と実績量

生活介護		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数	見込量	人日/月	10,855	11,294	11,733	9,981	10,023	10,066
	実績量	人日/月	9,854	9,785	9,939			
	達成率	%	90.8	87.1	85.1			
実利用者	見込量	人/月	573	596	619	531	533	536
	実績量	人/月	523	519	528			
	達成率	%	91.2	87.1	85.3			
障害支援 区分4以上	見込量	人/月	—	—	—	492	495	498
	実績量	人/月	491	486	489			

②自立訓練（機能訓練）

サービスの内容

障害^{がい}のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定の期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行います。

見込量と実績量

自立訓練 (機能訓練)		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数	見込量	人日/月	69	69	69	69	69	69
	実績量	人日/月	37	15	25			
	達成率	%	53.6	21.7	36.2			
実利用者	見込量	人/月	5	5	5	5	5	5
	実績量	人/月	2	2	2			
	達成率	%	40.0	40.0	40.0			

③自立訓練（生活訓練）

サービスの内容

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定の期間にわたり、生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行います。

見込量と実績量

自立訓練 (生活訓練)		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数	見込量	人日/月	235	242	249	235	242	249
	実績量	人日/月	133	180	218			
	達成率	%	56.6	74.4	87.5			
実利用者	見込量	人/月	16	16	17	16	16	17
	実績量	人/月	10	13	14			
	達成率	%	62.5	81.3	82.3			

④就労選択支援

サービスの内容

障害のある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメント⁸を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

見込量と実績量

就労選択支援		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者	見込量	人/月	—	—	—	—	20	20
	実績量	人/月	—	—	—			
	達成率	%	—	—	—			

⁸ 就労アセスメントとは、就労能力や適性を客観的に評価するとともに、本人の強みや課題を明らかにし、就労に当たって必要な支援や配慮を整理するものをいいます。

⑤就労移行支援

サービスの内容

就労を希望する障碍がいのある人に、一定の期間にわたり、生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練その他必要な支援を行います。

見込量と実績量

就労移行支援		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数	見込量	人日／月	577	641	705	857	886	915
	実績量	人日／月	670	799	828			
	達成率	%	116.1	124.6	117.4			
実利用者	見込量	人／月	36	40	44	54	56	58
	実績量	人／月	42	50	52			
	達成率	%	116.7	125.0	118.2			

⑥就労継続支援A型

サービスの内容

通常の事業者には雇用されることが困難な障碍がいのある人に、通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行います。

見込量と実績量

就労継続支援 A型		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数	見込量	人日／月	3,156	3,337	3,518	4,371	4,665	4,958
	実績量	人日／月	3,550	3,680	4,078			
	達成率	%	112.5	110.3	115.9			
実利用者	見込量	人／月	161	170	179	223	237	252
	実績量	人／月	182	188	208			
	達成率	%	113.0	110.6	116.2			

⑦就労継続支援B型

サービスの内容

通常の事業者^がに雇用されることが困難な障^{がい}のある人に、通所により就労や生産活動の機会を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行います。

見込量と実績量

就労継続支援 B型		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数	見込量	人日/月	3,798	3,823	3,849	6,583	7,108	7,633
	実績量	人日/月	4,979	5,648	6,057			
	達成率	%	131.1	147.7	157.4			
実利用者	見込量	人/月	254	256	258	436	470	505
	実績量	人/月	329	381	402			
	達成率	%	129.5	148.8	155.8			

⑧就労定着支援

サービスの内容

一般就労へ移行した障^{がい}のある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障^{がい}のある人の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

見込量と実績量

就労定着支援		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者	見込量	人/月	25	32	39	23	24	24
	実績量	人/月	17	21	22			
	達成率	%	68.0	66.1	56.4			

⑨療養介護

サービスの内容

医療を要する障害のある人（区分5以上、障害の程度により区分6のみとなる場合あり）に、主として昼間に、病院などの施設で機能訓練、療養上の管理、看護などの介護、日常生活上の世話を提供します。

見込量と実績量

療養介護		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者	見込量	人/月	16	16	16	24	24	24
	実績量	人/月	21	22	24			
	達成率	%	13.1	14.1	15.0			

⑩短期入所（ショートステイ）

サービスの内容

居宅で介護を行う家族等の疾病などの理由により、障害者支援施設などの施設に障害のある人を短期間入所させ、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行います。区分1以上が対象です。

見込量と実績量

短期入所 (ショートステイ)		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数	見込量	人日/月	1,419	1,419	1,419	1,451	1,551	1,651
	実績量	人日/月	1,210	1,251	1,351			
	達成率	%	85.3	88.2	95.2			
実利用者	見込量	人/月	219	219	219	218	231	244
	実績量	人/月	179	192	205			
	達成率	%	81.7	87.7	93.6			
障害支援 区分4以上	見込量	人/月	—	—	—	165	172	179
	実績量	人/月	143	151	158			

今後のサービスの見込みと確保策

新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、平成30年度から令和4年度までの伸び率、また一人当たりの利用量等から令和5年度(2023年度)以降の見込量を算出します。

生活介護については、就労系サービスの利用希望の高まりに伴い、利用者数の大幅な増加は想定されませんが、今後も重度障害者の居場所として一定のニーズを見込んでいます。

自立訓練(生活訓練)や就労移行支援は、標準利用期間を24か月(2年)とされており、サービスの利用終了に伴う利用者数の減も想定しながら、一定数の利用者を見込みます。特に、就労移行支援については、就労に対する意識の高まり、在宅支援に関する制度要件の緩和等から、利用者や利用量は増加傾向にあります。

就労継続支援については、A型・B型ともに利用者数は増加傾向にあります。国の基本指針による就労支援を推進していくため、大幅な利用者の増加を見込みます。また、就労継続支援B型は本市でも事業所数が増加傾向にあるため、サービスの質の向上と確保に努めます。

自立訓練(機能訓練)、就労移行支援、就労定着支援、療養介護については、令和4年度(2023年度)末現在、本市内に事業所はありません。自立訓練(機能訓練)と療養介護については、対象者が限定されるサービスであり、利用者数は今後も大きな変動はないと考えられるため、既存の事業所による利用の確保を維持していきます。

就労移行支援や就労定着支援事業所については、一般就労に関する訓練や相談支援を行うサービスであることから、都市部に集中しやすい傾向にありますが、本市内でも就労支援を推進していくために、利用者の増加を見込みます。

短期入所は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、前期計画期間は利用控えが目立ちました。今後は徐々に需要が回復し利用者も増えていくと見込みます。

介護保険への移行については、特定相談支援事業所や地域包括支援センター等を中心に、サービス利用者が混乱なく移行できるように努めます。

また、共生型サービスについて、利用者へ制度の周知を行うとともに、既存の事業所に対して共生型の指定を受けることを促すことで、障害者が65歳になっても同一事業所の継続利用ができるなど、高齢者・障害者共に利用できる事業所を増やします。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

サービスの内容

施設、グループホームや病院等から一人暮らしを希望する^がいのある人に対し、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

見込量と実績量

自立生活援助		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者	見込量	人/月	2	2	3	2	2	3
	実績量	人/月	2	1	1			
	達成率	%	100.0	50.0	33.3			

② 共同生活援助（グループホーム）

サービスの内容

地域で共同生活を営むことに支障のない^がいのある人に、主として夜間において、共同生活を営む住居で相談その他の日常生活上の援助を行います。

見込量と実績量

共同生活援助 (グループホーム)		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者	見込量	人/月	165	172	179	222	237	251
	実績量	人/月	177	198	208			
	達成率	%	107.3	115.1	116.2			
障害支援 区分4以上	見込量	人/月	—	—	—	108	115	122
	実績量	人/月	92	94	101			

③施設入所支援

サービスの内容

生活介護・自立訓練・就労移行支援の対象者である障害のある人に、主として、夜間において、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な日常生活上の支援を行います。

見込量と実績量

施設入所支援		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者	見込量	人/月	174	173	172	163	161	159
	実績量	人/月	172	165	166			
	達成率	%	98.9	95.4	96.5			

今後のサービスの見込みと確保策

新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、平成30年度から令和4年度までの伸び率、また一人当たりの利用量等から令和5年度(2023年度)以降の見込量を算出します。

障害者支援施設入所者の高齢化による介護保険施設への移行や、グループホーム等への地域移行により、施設入所者数は減少しています。

一方で、本市では近年グループホームの事業所数が増加しています。家族の高齢化による介護力の低下や親亡き後も、住み慣れた身近な地域で安心して生活できるよう、県や本市の補助を引き続き活用する等、継続してグループホームの整備を促進します。平成30年度から新たに制度化された日中サービス支援型グループホームについても、重度障害者の暮らしの場として期待しています。

また、市営住宅を活用したグループホームの整備に関しても、関係部局と検討していきます。

グループホームに入居中の障害者については、家賃に対する補助事業を継続するとともに、入居者の高齢化、重度化に対する課題把握に取り組みます。

地域生活への移行がスムーズに行われるよう、地域移行支援・地域定着支援の活用を促進します。

また、一人暮らしへの移行後も安心して生活できるよう、自立生活援助についてサービス内容の周知を行い、利用促進を図るとともに、事業所の参入を促進します。

(4) 計画相談支援

①計画相談支援

サービスの内容

障害のある人の自立生活を支え、その課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス利用支援（支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成し、サービス事業者等と連絡調整し、サービス等利用計画を作成する支援）及び継続サービス支援（支給決定後に、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行い、サービス事業者等と連絡調整し、支給決定又は支給決定の変更に係る申請を勧奨する支援）を行います。

見込量と実績量

計画相談支援		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給決定者数	実績量	人/年	1,477	1,557	1,641			
実績人数	見込量	人/月	324	341	359	556	609	661
	実績量	人/月	413	429	504			
	達成率	%	127.5	125.8	140.4			

②地域移行支援

サービスの内容

障害者支援施設等に入所し、又は精神科病院に入院している障害のある人に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等その他の必要な支援を行います。

見込量と実績量

地域移行支援		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者	見込量	人/月	2	3	4	4	4	4
	実績量	人/月	1	1	1			
	達成率	%	50.0	33.3	25.0			

③地域定着支援

サービスの内容

居宅において単身等で生活する障碍がいのある人に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態その他の場合に相談等その他の必要な支援を行います。

見込量と実績量

地域定着支援		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者	見込量	人/月	1	1	1	1	1	1
	実績量	人/月	1	1	1			
	達成率	%	100.0	100.0	100.0			

今後のサービスの見込みと確保策

新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、平成30年度から令和4年度までの伸び率、また一人当たりの利用量等から令和5年度(2023年度)以降の見込量を算出します。

計画相談支援については、支給決定者数の増加に伴い実績量も継続的に伸びています。

しかし、相談支援事業所数は十分とは言えないため、相談支援専門員の質の向上や体制の整備に努めていきます。また、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所との連携強化にも努めていきます。

地域移行支援や地域定着支援については、障碍がい者が地域に移行した後の生活について具体的なイメージを持てるよう、相談支援事業所等から生活に関する情報や選択肢が得られるように努めます。

地域移行支援については、相談支援事業所が病院や入所施設と連携し、長期入院者や障害者支援施設入所者の地域生活への移行に取り組めます。

また、地域定着支援についても現在の利用は少ないですが、地域生活への移行後、地域で安心して生活できるよう、サービスの内容について周知を行い、利用促進を図ります。

3 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

事業の内容

障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

実績と見込み

理解促進研修・啓発事業	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

②自発的活動支援事業

事業の内容

障害のある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

実績と見込み

自発的活動支援事業	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

③相談支援事業

事業の内容

障害のある人、保護者、介護を行う人などの様々な相談に対し、情報の提供、権利擁護等の援助を行い、障害のある人の自立した日常生活又は社会生活を支援します。

実績と見込み

相談支援事業 (障害者相談支援事業)	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	箇所	7	7	7	7	7	7
実利用者数	人	1,933	1,198	1,198	1,198	1,198	1,198

相談支援事業 (基幹相談支援センター)	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置の有無	有	有	有	有	有	有

基幹相談支援センター等 機能強化事業	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

住宅入居等支援事業	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無		有	有	有	有	有	有
実利用者数	人	3	5	7	7	7	7

④成年後見制度利用支援事業

事業の内容

宝塚市、宝塚市高齢者・障害者権利擁護支援センター、相談支援事業者等が連携して適切な支援を行います。

実績と見込み

成年後見制度 利用支援事業	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人	15	20	21	22	23	24

⑤成年後見制度法人後見支援事業

事業の内容

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

実績と見込み

成年後見制度 法人後見支援事業	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

⑥意思疎通支援事業

事業の内容

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障碍^{がい}のため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

実績と見込み

手話通訳者派遣事業	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用件数	件	1,140	1,164	1,276	1,501	1,501	1,501

要約筆記者派遣事業	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用件数	件	201	298	371	371	371	371

手話通訳者設置事業	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実設置者数	人	2	2	1	2	2	2

⑦日常生活用具給付等事業

事業の内容

日常生活上の困難を改善し、自立を支援するため、次の①～⑥の区分に応じ、品目、利用者負担等を適切に設定し、給付します。

具体的な種目	種目の内容
①介護・訓練支援用具	障害のある人の身体介護を支援する用具や障害のある児童が訓練に用いるいす等の用具
②自立生活支援用具	障害のある人の入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の障害のある人の在宅療養等を支援する用具
④情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の障害のある人等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
⑤排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の障害のある人の排泄管理を支援する衛生用品
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	手すりの取付け、床段差の解消等の障害のある人の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用

実績と見込み

給付等件数	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	21	16	15	21	21	21
自立生活支援用具	件	31	33	40	40	40	40
在宅療養等支援用具	件	54	43	61	61	61	61
情報・意思疎通支援用具	件	63	65	54	65	65	65
排泄管理支援用具	件	4,663	4,736	4,585	4,736	4,736	4,736
居宅生活動作補助用具	件	2	3	5	5	5	5

⑧手話奉仕員養成研修事業

事業の内容

聴覚^{がい}障害のある人との交流活動の促進、手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

実績と見込み

手話奉仕員 養成研修事業	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修終了者数	人	110	166	158	207	207	207

⑨移動支援事業

事業の内容

障害^{がい}のある人で、屋外での移動に著しい制限のある人について、外出の支援を行います。利用者負担、移動支援に係る事業者への報酬等を適切に設定し、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

実績と見込み

移動支援事業	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人／年	201	228	291	301	311	322
延利用時間数	時間／年	36,184	38,521	55,959	57,694	59,482	61,326

⑩地域活動支援センター事業

事業の内容

障害のある人の地域生活を支援するため、センターにおいて創作的活動、生産活動、社会との交流促進等を行います。

実績と見込み

基礎的事業	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人／年	109	110	110	99	99	99
実施箇所数	箇所	8	7	7	6	6	6

機能強化事業	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	箇所	8	7	7	7	7	7

今後の各事業の見込みと確保策

数字で見込む事業については、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、平成30年度から令和4年度までの伸び率、また一人当たりの利用量等から令和5年度(2023年度)以降の見込量を算出します。

主な事業では、

- ・理解促進研修・啓発事業では、障害者週間記念事業の実施や、手話言語条例の認知度を高めるための聴覚障害者や手話等に対する理解促進など、第7期も継続して障害や障害のある人に関する理解促進に取り組めます。
- ・成年後見制度利用支援事業では、本人の意思決定支援を重視しながら、関係機関と連携する等、成年後見制度の利用促進を図ります。
- ・意思疎通支援事業では、市主催等の行事や講演会等における手話通訳者、要約筆記者の配置・派遣を引き続き推進します。
- ・移動支援事業についてはガイドライン（支給決定基準）による安定した運営を行っていきます。
- ・地域活動支援センター事業については、既存の事業所の安定的な運営を支援するよう努めます。

(2) 任意事業

①訪問入浴サービス事業

事業の内容

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問による居宅における入浴サービスを提供します。

実績と見込み

訪問入浴サービス事業	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数	回	507	483	518	518	518	518

②更生訓練費給付事業

事業の内容

自立訓練・就労移行支援の事業等を利用している障害のある人について、社会復帰を促進するため、更生訓練費を支給します。

実績と見込み

更生訓練費給付事業	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	件	57	53	69	69	69	69

③知的障害者^{がい}職親委託制度事業

事業の内容

知的障害者^{がい}の自立更生を図るため、生活指導、訓練指導等を行うことが適切と認められる場合、委託による職親制度を行います。

実績と見込み

知的障害者 ^{がい} 職親委託制度事業	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	0	0	0	1	1	1

④生活訓練等事業

事業の内容

視覚障害者^{がい}につき、指導員が訪問し、自宅における日常生活動作、歩行訓練等の生活訓練を行います。

実績と見込み

生活訓練等事業	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	12	12	14	14	14	14

⑤日中一時支援事業

事業の内容

障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労を支援し、又は介護している家族の一時的な休息を図るため、日中の一時的な見守り等の事業を行います。

実績と見込み

日中一時支援事業	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	箇所	218	204	211	218	225	232

⑥生活サポート事業

事業の内容

日常生活の支援が必要な非支給決定障害者につき、日常生活・家事に関する支援を行います

実績と見込み

生活サポート事業	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	0	0	0	1	1	1

⑦スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

事業の内容

障害のある人の交流、レクリエーション等に資するため、障害のある人のスポーツ大会等を開催します。

実績と見込み

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	箇所	1	1	2	2	2	2

⑧手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

事業の内容

カリキュラムに基づき、手話通訳者及び要約筆記者を養成する講座を計画的に行います。

実績と見込み

手話通訳者養成研修事業	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	7	12	11	15	15	15

要約筆記者養成研修事業	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	5	7	4	10	10	10

⑨自動車運転免許取得・改造助成事業

事業の内容

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

実績と見込み

自動車運転免許取得・ 改造助成事業	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	4	8	6	8	8	8

⑩入院時コミュニケーション支援事業

事業の内容

発語や筆談等による意思疎通に困難性がある重度の肢体不自由者が医療機関に入院した場合において、医師や看護師等の職員との意思疎通を支援します。

実績と見込み

入院時コミュニケーション支援事業	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	0	0	0	1	1	1

今後の各事業の見込みと確保策

新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、平成30年度から令和4年度までの伸び率、また一人当たりの利用量等から令和5年度(2023年度)以降の見込量を算出します。

各事業において周知を図るとともに必要とする対象者の把握に努め、利用の促進を図ります。また、近隣市町の状況把握に努め、必要に応じて運用を変更することや、新たな事業を検討するなど、障碍のある人が安心して生活できる環境づくりに取り組みます。

4 計画の円滑な実施のために必要な事項

(1) 障害者等に対する虐待の防止

障害者総合支援法は、障害のある人の権利擁護を相談支援事業の機能の一つとして位置付けています。障害のある人が自己の権利やニーズを表明することが困難である場合において、障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援の尊重を推進するためには、権利擁護のための援助が必要です。「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成 24 年(2012 年)10 月に施行されており、障害のある人等に対する虐待の未然の防止等のシステムの整備に取り組んでいます。

令和 3 年度(2021 年度)の報酬改定では、障害福祉サービス等を提供する事業者に対し、①従業者への研修の実施、②虐待防止対策の検討のための委員会の設置・検討結果の従業者への周知徹底、③虐待防止等のための責任者の設置が義務化されました。また、同時に身体拘束等の適正化についても見直され、利用者に対する身体拘束に関する規定の追加、対象事業所の範囲が拡充されました。

本市では、障害のある人の権利擁護を地域社会で安心・安全に暮らすための生活の基盤整備として位置付け、本市における権利擁護支援の中核を系統的に担う総合相談機関として、平成 24 年(2012 年)4 月に宝塚市高齢者・障害者権利擁護支援センターを設置しました。また、市、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、権利擁護支援センターが障害者虐待防止センターとして機能し、市内の関係機関と連携しながら、障害者に対する虐待の防止に努めます。

今後も虐待の予防及び早期発見に向けて、市の虐待防止センターの機能を強化し、障害者虐待防止事業に取り組めます。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進

平成 28 年(2016 年)4 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、行政機関等及び事業者では差別的取扱いが禁止され、合理的配慮の提供が義務づけられました。また、令和 3 年度(2021 年度)の法改正により、令和 6 年(2024 年)4 月からは、民間事業者においても、これまで努力義務とされていた合理的配慮の提供が義務化されることとなりました。本市では、平成 29 年(2017 年)1 月 1 日に「宝塚市障害者差別解消に関する条例」を施行し、かねてより民間事業者にも合理的配慮の提供を義務づけていました。また、行政機関等の職員のための対応要領の策定、障害者差別解消支援地域協議会の設置の取組を行っています。

今後も社会的障壁をなくし、誰もが完全に平等な社会参加と自己実現の機会を得ることができ、障害を理由とした不当な差別を受けることなく、自分らしく生きる権利が守られ、尊重される社会の実現に積極的に取り組めます。

(3) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における 利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所が、平時から地域との関わりを持つことや地域住民が利用者への理解を持ち、災害への備えや災害発生時に重要となる初動対応など、互いに助け合うことができるよう働きかけます。また、災害時や感染症の影響による緊急対策が必要となるときは、利用者や福祉事業所等の状況把握と情報提供に努め、関係機関と連携しながら対策に取り組みます。

さらに、事業所職員の研修への参加を促すなど、支援の質の向上により利用者が安心して利用できる環境づくりに取り組みます。

(4) 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

様々な障害特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障害や難病等）に配慮した意思疎通支援の実施や、当事者によるICT活用等の促進を図るため、意思疎通支援に関するニーズ把握、意思疎通支援者の養成、意思疎通支援者の派遣及び設置に係る体制づくり、遠隔地や緊急時等に対応するためのICT機器の活用等に努め、障害者が当たり前^がに情報を取得できるような環境づくりや意思疎通の推進に取り組みます。



宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）

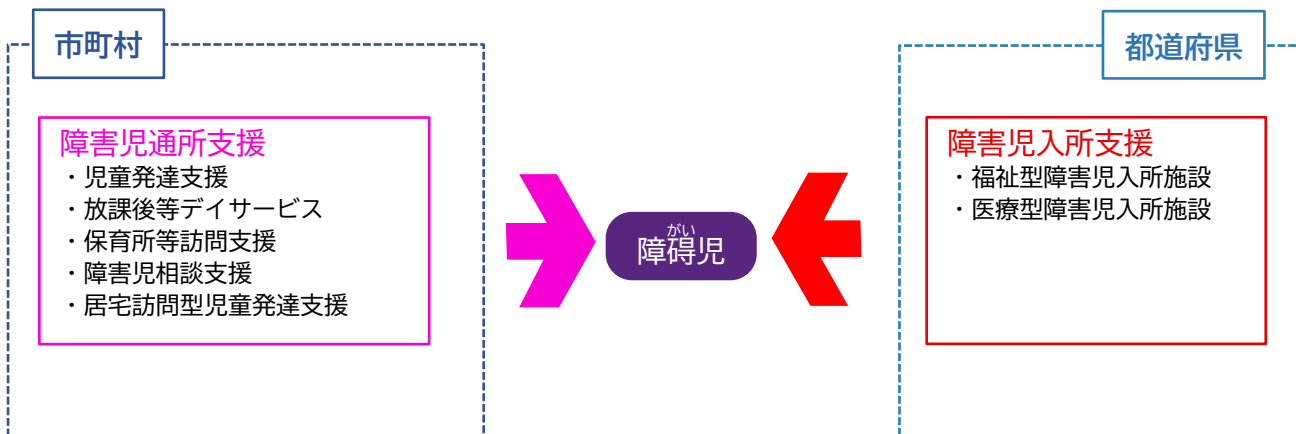
児童福祉法によるサービスは、市町村が実施主体となる障害児通所支援と都道府県が実施主体となる障害児入所支援があります。

障害児通所支援及び障害児入所支援は、^{がい}障害児支援の両輪として、相互に連携しながら進める必要があります。障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、都道府県と市町村は緊密な連携を図る必要があります。

教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、^{がい}障害のある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

また、障害児通所支援事業所は、^{がい}障害のある児童に対し質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。

児童福祉法における福祉サービス



1 令和8年度(2026年度)の成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する。
- 令和8年度(2026年度)末までに、全ての市町村において、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援等を実施するなどにより、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。
- 令和8年度(2026年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- 令和8年度(2026年度)末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーター⁹を配置する。

宝塚市の目標設定における考え方

既に目標を達成している項目については継続及び充実していくことを目標とし、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置等の項目について、第3期障害児福祉計画期間中の早期に達成することを目標とします。

目標達成に向けた取組

本市の子ども発達支援センターにおいては、令和4年6月に行われた児童福祉法の改正において地域の中核的な役割を担う機関として、①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援強化、②地域の事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④地域の発達支援の入口としての相談機能の4つの機能が明確化されました。今後、地域の中核的役割や機能強化を図るためには“気になる段階”から支援を行い、多様な意見を拾い上げながら、地域との連携による障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進等、障害のある児童やその家族への支援体制の強化を図っていきます。

医療的ケア児等に関する協議の場においては、引き続き課題解決に向けた取組を実施してまいります。さらに、その協議の場において、役割や位置付けを整理したうえでコーディネーターの配置を目指してまいります。

⁹ 医療的ケアに関するコーディネーターとは、県の実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修等を修了し、医療的ケア児が地域において必要な支援をうけることができるよう、協議の場などにおいて、関係機関との連携調整等の役割を担う人材のことをいいます。

項目	令和4年度末 【基準値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	国の考え方
児童発達支援センターの設置	設置	設置	設置	設置	1か所以上
障害児の地域への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	－	検討	検討	構築	構築
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備数	2か所	3か所	3か所	3か所	1か所以上
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの整備数	3か所	4か所	4か所	4か所	1か所以上
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	設置	設置	設置	設置	設置
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0人	1人	1人	1人	1人以上

2 障害児通所支援サービス等の見込量

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

サービスの内容

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

見込量と実績量

児童発達支援		単位	第2期計画期間			第3期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数	見込量	人日/月	3,273	3,505	3,738	5,227	5,691	6,154
	実績量	人日/月	4,011	4,215	4,764			
	達成率	%	122.5	120.3	127.4			
実利用者	見込量	人/月	423	453	483	516	548	579
	実績量	人/月	420	465	484			
	達成率	%	99.3	102.6	100.2			

② 居宅訪問型児童発達支援

サービスの内容

重度の障害等により外出が困難な障害のある児童に対する居宅を訪問して発達支援を提供します。

見込量と実績量

居宅訪問型 児童発達支援		単位	第2期計画期間			第3期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数	見込量	人日/月	13	17	21	13	17	21
	実績量	人日/月	6	1	4			
	達成率	%	46.2	5.8	19.0			
実利用者	見込量	人/月	3	4	5	3	4	5
	実績量	人/月	1	0	2			
	達成率	%	33.3	0.0	40.0			

③放課後等デイサービス

サービスの内容

学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた^{がい}障害のある児童に対して、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

見込量と実績量

放課後等デイサービス		単位	第2期計画期間			第3期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数	見込量	人日/月	6,820	7,202	7,583	8,333	8,782	9,231
	実績量	人日/月	7,016	7,419	7,884			
	達成率	%	102.9	103.0	104.0			
実利用者	見込量	人/月	716	756	796	959	1,021	1,084
	実績量	人/月	774	840	897			
	達成率	%	108.1	111.1	112.7			

④保育所等訪問支援

サービスの内容

保育所、小学校、特別支援学校等の集団生活を営む施設に通う^{がい}障害のある児童に対して、その施設を訪問し、他の児童との集団生活への適用のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

見込量と実績量

保育所等訪問支援		単位	第2期計画期間			第3期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数	見込量	人日/月	18	19	20	26	29	32
	実績量	人日/月	16	21	23			
	達成率	%	88.9	110.5	115.0			
実利用者	見込量	人/月	16	18	19	25	28	31
	実績量	人/月	15	19	22			
	達成率	%	93.8	105.6	115.8			

(2) 障害児相談支援

①障害児相談支援

サービスの内容

障害児通所支援の利用に関する援助を行い、「障害児支援計画」の作成と一定期間ごとの見直しを行います。

見込量と実績量

障害児相談支援		単位	第2期計画期間			第3期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給決定者数	実績量	人/年	1,446	1,534	1,627			
実績人数	見込量	人/月	208	222	237	247	259	272
	実績量	人/月	212	216	234			
	達成率	%	101.9	97.3	98.7			

今後のサービスの見込みと確保策

新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、平成30年度から令和4年度までの伸び率、また一人当たりの利用量等から令和5年度(2023年度)以降の見込量を算出します。

障害児支援施策の周知が広まったことや、保護者の早期療育への関心の高まりから、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者は年々増加傾向にあります。

第1期障害児福祉計画から、県では児童発達支援及び放課後等デイサービスの見込量を基に、事業所等の指定をしないことができる総量規制を導入しています。本市においても、事業所数の急激な増加に伴うサービスの質の低下を抑制するため、見込量に達した以降の事業所指定については、原則として総量規制を導入しています。今後については、総量規制の効果や、他の手段によるサービスの質の確保の可能性等も検討しながら、事業を実施します。

居宅訪問型児童発達支援については、利用対象が重度障害児に限られることから利用者数は少ないですが、サービス内容等の周知に努め、重度の障害等が理由で児童発達支援事業所に通所できない障害のある児童が支援を受けられるように努めます。

保育所等訪問支援については、保育所や教育機関等の連携によるインクルージョン体制の推進においても役割を期待されるため、引き続き制度の周知に努め、障害のある児童が保育所や教育機関等において適切な支援への理解がなされるよう取り組みます。

障害児相談支援については、上記サービスの利用希望の増加に伴い、実績量も伸びています。しかし、相談支援事業所数は十分とは言えないため、相談支援専門員の質の向上や体制の整備に努めていきます。相談支援専門員は障害のある児童が18歳になるまで保健、医療、保育、教育、就労支援等の切れ目ない支援のための相談窓口として重要な役割を担っています。必要に応じて基幹相談支援センター等との連携強化にも努めていきます。



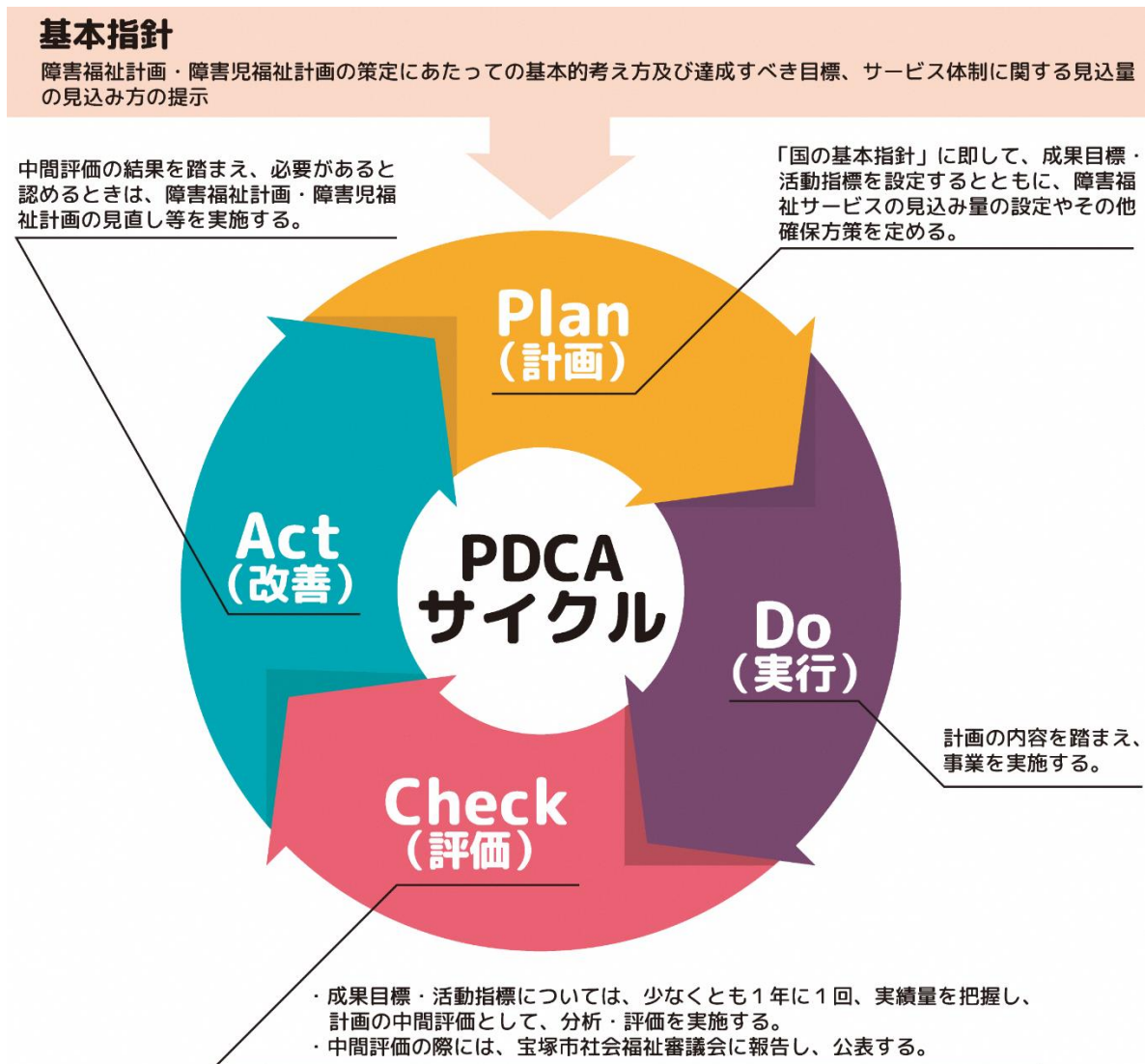
計画の達成状況の点検及び評価

本計画の達成状況の点検については、令和8年度(2026年度)の目標を実現するため、各年度における目標と実績量とを比較し、その差異の原因等を把握し、必要に応じ、障害福祉サービスの目標等について見直しを行います。

この場合、各年度において、サービス見込量、地域生活への移行、一般就労への移行、地域生活支援拠点等の達成状況について点検・評価(中間評価)を行い、一連のサイクル(PDCAサイクル)によって計画の達成を目指します。

なお、中間評価の結果については、宝塚市社会福祉審議会に報告、公表するものとし、次期計画の策定に際しては、評価結果に関し、^{がい}障害のある人の意見を反映させるための必要な措置を講じます。

PDCAサイクルのイメージ





1 計画策定に係る審議の経過

	開催日	議題
◎	令和5年6月5日	・宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）の策定について諮問
◆	令和5年7月4日	・計画策定に係るアンケート調査の作成について
	令和5年8月2日 ～ 令和5年8月15日	・「宝塚市福祉に関するアンケート調査」の実施
◆	令和5年9月13日	・アンケート実施結果（速報値）について ・宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）の素案について
◆	令和5年10月11日	・アンケート実施結果について ・宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）の素案について
◎	令和5年11月8日	・宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）のパブリックコメント（案）について
	令和5年12月15日 ～ 令和6年1月19日	・意見募集（パブリック・コメント）の実施
◎	令和6年2月●日	・宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）のパブリック・コメント結果について ・宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）の答申案について
	令和6年3月●日	・諮問案件について答申

◎：全体会 ◆：小委員会

2 宝塚市社会福祉審議会規則

○宝塚市社会福祉審議会規則

昭和46年6月25日

規則第21号

注 昭和58年10月1日規則第40号から条文注記入る。

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、宝塚市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、市民の社会福祉について調査、審議し、答申するものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員は、条例第1条に規定する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員が欠けたときは、市長は、その都度補欠委員を委嘱しなければならない。

(平15規則6・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 民生委員及び関係行政機関の職員のうちから委嘱された委員 その職に在職する期間

(2) 福祉団体の関係者、知識経験者、市内の公共的団体等の代表者及び公募による市民のうちから委嘱された委員 2年

2 委員は、再任されることができる。

(平15規則6・平24規則8・一部改正)

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、特別の事項を調査、審議させるため必要があるときに、市長が当該特別事項を明示して委嘱し、又は任命する。

2 臨時委員は、当該特別事項に関する調査、審議が終了したときに、その身分を失う。

(平15規則6・一部改正)

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。以下本条において同じ。)の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見又は説明の聴取)

第8条 審議会は、審議会又は次条の規定に基づいて設置した小委員会の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(平13規則47・追加、平27規則30・一部改正)

(小委員会)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、会長が指名する委員又は臨時委員で組織する。

(平13規則47・追加)

(幹事)

第10条 審議会に、その事務処理の推進を図るため幹事若干名を置く。

2 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

3 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

(平13規則47・旧第8条線下)

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、地域福祉課で行う。

(昭58規則40・平2規則16・平6規則10・平8規則17・平12規則42・一部改正、平13規則47・旧第9条線下、平20規則14・平27規則30・令3規則29・一部改正)

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(平13規則47・旧第10条線下)

附 則

この規則は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則（昭和58年規則第40号）

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（平成2年規則第16号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第10号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第17号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年規則第6号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第14号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第8号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第30号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

3 宝塚市社会福祉審議会委員名簿

※小委員会は、○印の委員で構成される。

区 分	氏 名	所 属	備考
市内の公共的団体等の代表者	久保田 久男 (令和3年5月23日まで)	宝塚市自治会連合会 副会長	
	永崎 正幸 (令和5年11月8日から)	宝塚市自治会連合会 副会長	
	井上 聖	宝塚市障害者(児)団体連絡協議会 会長	○
民生委員	福住 美壽	民生委員・児童委員連合会 会長	
	長岡 恵美	民生委員・児童委員連合会 副会長	
福祉団体の関係者	福本 芳博	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会 理事長	
知識経験者	◎藤井 博志	関西学院大学人間福祉学部 教授	○
	☆松岡 克尚	関西学院大学人間福祉学部 教授	○
関係行政機関の職員	野原 秀晃	兵庫県宝塚健康福祉事務所 所長	
公募による市民	明石 ともえ		○
	菅沼 玲子		
臨時委員	今北 さゆり	一般社団法人宝塚市手をつなぐ育成会 会長	○
	川口 圭子	宝塚市肢体不自由児者父母の会 会長	○
	梅田 幸子	宝塚家族会 代表	○
	志方 龍	宝塚市身体障害者福祉団体連合会 会長	○
	吉野 真旨	宝塚市障害支援区分認定審査会	○
	朴 信江	社会福祉法人 聖隷福祉事業団 指定一般相談支援事業所 聖隷はぐくみ花屋敷	○
	米岡 秋徳	社会福祉法人 いたみ杉の子 阪神北障害者・就業生活支援センター 副所長	○
	西口 信幸	宝塚市立養護学校 校長	○

◎：会長 ☆：会長職務代理者

宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）

令和6年(2024年)3月

宝塚市 健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

TEL:0797-77-2077 FAX:0797-72-8086
